

原子力発第10068号  
平成22年 5月21日

愛媛県知事  
加戸守行 殿

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭

安全保護系の駆動源喪失時に対する設備要求及び運用管理上の措置に関する  
国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、安全保護系の駆動源喪失時に対する設備要求及び運用管理上の措置に関して、平成22年5月21日付けで経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

# 経済産業省

平成 22・05・20 原院第 1 号

平成 22 年 5 月 21 日

四国電力株式会社

取締役社長 千葉 昭 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭



安全保護系の駆動源喪失時に対する設備要求及び運用管理上の措置について（指示）

原子力安全・保安院は、別添（NISA-153b-10-2、NISA-168b-10-3及びNISA-171b-10-3）のとおり、原子炉設置者等に対して、対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別添に従い所要の対応をするようお願いいたします。

# 経済産業省

平成 22・05・20 原院第 1 号

平成 22 年 5 月 21 日

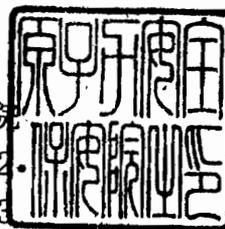
安全保護系の駆動源喪失時に対する設備要求及び運用管理上の措置について（指示）

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-153b-10-2

NISA-168b-10-3

NISA-171b-10-3



原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成22年5月21日付け発室発第73号をもって日本原子力発電株式会社 取締役社長 森本 浩志から、平成21年12月2日に敦賀発電所2号機で発生した原子炉保護系計装の機能喪失に係る保安規定違反に対する根本原因分析の実施結果について報告を受けました。

同社からの報告によれば、点検終了後に1次冷却材ポンプの電源電圧及び周波数を監視する装置の電源スイッチが再投入されず、その後の巡視でも確認されず動作不能の状態が継続したことの直接原因により本事象が発生し、その根本原因は、設計面における要求事項を運用面で確実に実現させるプロセスの不足及び設備管理面における人的過誤防止を考慮した系統管理が不十分であったこととしています。

当院としては、今回の事象を踏まえ、安全保護系の設置、改造工事及び運用管理にあたって、原子炉設置者等に対して下記の対応を求めることとします。

## 記

1. 安全保護系を構成する機器において、その駆動源の喪失時には、原子炉非常停止信号若しくは工学的安全施設起動（作動）信号を発信する設備構成、又は電源喪失を検知し警報を中央制御室に発信する設備構成とするよう、計画的な対応を講じること。



2. 上記1. の設備構成となっていないものについては、当該設備構成とするまでの間は、当該安全保護系の電源状態を巡視点検等において適切に確認すること。
  
3. 安全保護系の設計時における要求事項を運用面で確保させる場合には、運用手順などに確実に反映させる業務プロセスとなっているか、また安全保護系の電源操作をした場合における確実な復帰操作の確認など、安全保護系の点検作業において人的過誤防止を考慮した業務プロセスとなっているかを確認すること。